

市政記者クラブ 様

市民経済局市民生活部消費生活センター

担当：橘・前田 電話：222-9679

緊急情報

「美顔器を代引き配達で送る」 というメールは無視してください！

名古屋市消費生活センターの相談窓口には、10月中旬から、「注文していないのに美顔器を送るというメールが届いた」という相談が多数寄せられています（2019年10月 28件）。

相談内容

スマートフォンに「美顔器のお買い上げありがとうございます。代引き配達で送ります。受け取り拒否はできません。受け取らない場合は、往復の送料・梱包代金・事務手数料を請求します。解約・返品は前日までに申し出てください。心当たりがない場合は、メールを返信してください。」などと記載されたメールが届いた。品名・品番・色などが記載されており、代金は15,180円だが注文した覚えはない。もし、商品が届いたらどうしたらよいか。

アドバイス

- 会社名や商品名等が詳しく書かれており、実在するかのように思わせる手口ですが、不特定多数の方にメールを送り付ける架空請求とされます。相手方に連絡しないで様子を見てください。
- 実際に美顔器が送られてきたという相談は入っていませんが、万が一届いた場合には、配送業者に事情を伝えて、受け取りを断り、伝票に記載されている相手の住所や電話番号、会社名を記録しておきましょう。
- 契約トラブルに遭った場合は、自分で抱え込まず、早めに消費生活センターへ相談しましょう。

名古屋市消費生活センターの相談窓口のご案内

消費生活相談員が、商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け付けます。ご相談は名古屋市内在住・在勤・在学の方が対象です。

- ◆名古屋市消費生活センター（9時～16時15分 祝休日及び年末年始を除く）

052-222-9671（月～金 電話及び来所）

052-222-9690（土・日 電話）

ウェブサイト <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

- ◆電話は「消費者ホットライン188」からも最寄りの消費生活相談窓口につながります。

